

特定非営利活動法人メディカルイメージラボ定款

2016年9月7日制定
2016年12月1日改定
2017年6月20日改定
2018年6月19日改定
2019年6月27日改定
2021年6月29日改定
2022年6月28日改定
2025年6月26日改定
2026年6月30日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人メディカルイメージラボという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は北海道内の医療機関や医師、医学生、医療従事者に対して、地域支援に関する事業を行い、医学教育・医学研究・医療に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 遠隔画像診断支援事業
- ② 遠隔放射線治療支援事業
- ③ 医学研究・医学教育支援事業
- ④ 共同研究型医療用システム及び医療材料・医療器材の研究開発事業
- ⑤ 医用画像連携支援事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な社会貢献活動への寄付事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。但

し、退会年度の会費については返還しない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員など

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員は公益社団法人日本医学放射線学会が定める放射線科専門医又は専門医経験者でなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、うち1名がその職務を代行する。理事長代行は理事会にて決定する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは

定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 役員は満年齢75歳となった年度末を以て定年とする。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

(名誉顧問)

第20条 この法人に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は理事会が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限り)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人に譲渡するものとする。

2 譲渡先については正会員総数の3分の2以上の承諾にて決議する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	宮坂和男
副理事長	白土博樹
理事	吉川裕幸
同	寺江 聡
同	南部敏和
同	工藤與亮
監事	清水 匡

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から29年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から28年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 10,000 円
正会員会費 5,000 円(1年間分)
- (2) 賛助会員入会金 一口 10,000 円
賛助会員会費 10,000 円(1年間分)

以上

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人メディカルイメージラボ

1 事業実施の方針

・医用画像診断に関する専門的知見を活用し、北海道内医療機関に対する遠隔画像診断支援を継続的かつ安定的に実施する。また、医学研究・医学教育の支援、医用画像に関する研究協力、医用画像連携支援、学術活動支援及び社会貢献活動を通じて、地域医療及び医学教育の発展に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
遠隔画像診断支援事業	北海道内医療機関等から依頼される医用画像について、遠隔画像診断支援を行う。前年度実績を踏まえ、年間約10万件規模の読影依頼に対応できる体制を維持し、地域医療機関の診療支援に資する。	(A) 2026年4月1日から2027年3月31日までの毎日実施予定 (B) 札幌市北区北15条西2丁目1番8号 三新ビル (C) 約80名	(D) 北海道内医療機関受診者 (E) 約10万人	300,338
遠隔放射線治療支援事業	2026年度は活動を実施しない予定であり、今後も具体的な実施予定はない。	(A) 該当なし (B) 該当なし (C) 0名	(D) 該当なし (E) 0人	0
医学研究・医学教育支援事業	医学研究会、講演会、セミナー等の共催・協賛、若手放射線科医及	(A) 2026年4月1日か	(D) 道内医療機関及び教育機	8,800

業	び医学生等への学会・研究会参加支援、医学図書の購入、学術雑誌の発行、医用画像に関する共同研究への協力を行う。	ら2027年3月31日まで随時実施予定 (B)札幌市内、北海道内関係機関及びオンライン等 (C)各事業につき2～3名程度	関の放射線科医、医学生、初期研修医、研究者等 (E)受益者数の特定は困難	
共同研究型医療用システム及び医療材料・医療器材の研究開発事業	2026年度は活動を実施しない予定であり、今後も具体的な実施予定はない。	(A)該当なし (B)該当なし (C)0名	(D)該当なし (E)0人	0
医用画像連携支援事業	医療機関相互における医用画像の連携、共有及び利活用を支援するため、関係医療機関等との調整、運用支援、情報管理体制の整備及び連携基盤の活用促進に関する支援を行う。	(A)2026年4月1日から2027年3月31日まで随時実施予定 (B)札幌市北区北15条西2丁目1番8号 三新ビル 関係医療機関 (C)2～3名程度	(D)医用画像連携に関係する医療機関、医療従事者及び患者等 (E)受益者数の特定は困難	0
その他この法人の目的を達成するために必要な社会貢献活動への寄付事業	医学教育、研究活動及び地域医療の向上に資する団体・教育機関等への寄附、並びに道内医療機関等への医学図書等の寄贈を必要に応じて実施する。	(A)2026年4月1日から2027年3月31日まで随時実施予定 (B)札幌市北区北15条西2丁目1番8号 三新ビル ほか (C)2名程度	(D)道内医療機関、教育機関、医学研究・教育関係者等 (E)受益者数の特定は困難	12,500

定款変更の認証を受けた翌事業年度の事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人メディカルイメージラボ

1 事業実施の方針

・医用画像診断に関する専門的知見を活用し、北海道内医療機関に対する遠隔画像診断支援を継続的かつ安定的に実施する。また、医学研究・医学教育の支援、医用画像に関する研究協力、医用画像連携支援、学術活動支援及び社会貢献活動を通じて、地域医療及び医学教育の発展に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
遠隔画像診断支援事業	北海道内医療機関等から依頼される医用画像について、遠隔画像診断支援を行う。前年度実績を踏まえ、年間約10万件規模の読影依頼に対応できる体制を維持し、地域医療機関の診療支援に資する。	(A) 2027年4月1日から2028年3月31日までの毎日実施予定 (B) 札幌市北区北15条西2丁目1番8号 三新ビル (C) 約80名	(D) 北海道内医療機関受診者 (E) 約10万人	300,338
遠隔放射線治療支援事業	2027年度は活動を実施しない予定であり、今後も具体的な実施予定はない。	(A) 該当なし (B) 該当なし (C) 0名	(D) 該当なし (E) 0人	0
医学研究・医学教育支援事業	医学研究会、講演会、セミナー等の共催・協賛、若手放射線科医及び医学生等への学会・研究会参加支援、医学図書の購入、学術雑誌	(A) 2027年4月1日から2028年3月31日ま	(D) 道内医療機関及び教育機関の放射線科医、医学生、初	8,800

	の発行、医用画像に関する共同研究への協力を行う。	で随時実施予定 (B)札幌市内、北海道内関係機関及びオンライン等 (C)各事業につき2～3名程度	期研修医、研究者等 (E)受益者数の特定は困難	
共同研究型医療用システム及び医療材料・医療器材の研究開発事業	2027年度は活動を実施しない予定であり、今後も具体的な実施予定はない。	(A)該当なし (B)該当なし (C)0名	(D)該当なし (E)0人	0
医用画像連携支援事業	医療機関相互における医用画像の連携、共有及び利活用を支援するため、関係医療機関等との調整、運用支援、情報管理体制の整備及び連携基盤の活用促進に関する支援を行う。	(A)2027年4月1日から2028年3月31日まで随時実施予定 (B)札幌市北区北15条西2丁目1番8号三新ビル、関係医療機関 (C)2～3名程度	(D)医用画像連携に関係する医療機関、医療従事者及び患者等 (E)受益者数の特定は困難	0
その他この法人の目的を達成するために必要な社会貢献活動への寄付事業	医学教育、研究活動及び地域医療の向上に資する団体・教育機関等への寄附、並びに道内医療機関等への医学図書等の寄贈を必要に応じて実施する。	(A)2027年4月1日から2028年3月31日まで随時実施予定 (B)札幌市北区北15条西2丁目1番8号三新ビルほか (C)2名程度	(D)道内医療機関、教育機関、医学研究・教育関係者等 (E)受益者数の特定は困難	4,500

定款変更の登記を受けた事業年度 活動予算書

2026年4月1日～2027年3月31日

特定非営利活動法人 メディカルイメージラボ

I 経常収益

	2026年度予算額	
	予算額	予算内訳
1. 受取会費		
受取会費合計	630,000	
正会員受取会費		390,000
賛助会員受取会費		240,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金合計	0	
受取寄付金		0
3. 受取助成金等		
受取助成金等合計	0	
受取民間助成金		0
4. 事業収益		
事業収益合計	339,000,000	
遠隔画像診断支援事業		339,000,000
医学研究教育事業		0
医療用システム共同開発事業		0
5. その他収益		
その他収益合計	1,940,000	
事務手数料		1,650,000
受取利息		3,000
貸倒引当金戻入額		182,000
雑収益		0
雑収入		195,000
経常収益計	341,570,000	

II 経常費用

	2026年度予算額	
	予算額	予算内訳
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	32,479,000	
給料手当		18,260,000
賞与		7,580,000
法定福利費		4,239,000
通勤費		900,000
福利厚生費		1,500,000
(2) その他経費		
画像診断支援業務委託費	216,625,000	
医学教育支援事業	8,800,000	
寄付事業	12,500,000	
キヤノンシステム利用費	26,700,000	
プラスマン利用費	3,535,000	
会議費	45,000	
旅費交通費	1,600,000	
車両費	50,000	
通信運搬費	1,800,000	
消耗品費	1,600,000	
接待交際費	2,500,000	
水道光熱費	600,000	
地代家賃	3,613,800	
リース料	3,331,000	
減価償却費	2,100,000	
雑金費	60,000	
租税公課	100,000	
宣伝広告費	1,400,000	
貸倒引当金繰入	200,000	
支払手数料		
システム費	1,700,000	
雑費	300,000	
その他経費計	289,159,800	
事業費計	321,638,800	
2. 管理費		

	2026年度予算額	
	予算額	予算内訳
(1) 人件費		
人件費計	14,790,000	
役員報酬		11,050,000
給料手当		2,020,000
賞与		839,000
法定福利費		471,000
通勤費		110,000
福利厚生費		300,000
(2) その他経費		
会議費・諸金費	600,000	
租税公課	10,000	
旅費交通費	600,000	
交際費	200,000	
車両費	10,000	
保険料	1,600,000	
修繕費	3,824,000	
備品消耗品費	200,000	
顧問料	3,560,000	
水道光熱費	74,000	
地代家賃	390,000	
リース料	370,000	
減価償却費	250,000	
通信費	230,000	
事務用消耗品費	150,000	
新聞図書費	170,000	
宣伝広告費	50,000	
システム費	200,000	
雑謝金	0	
雑費	100,000	
印刷製本費	0	
雑損失	0	
その他経費計	12,588,000	
管理費計	27,378,000	
経常費用計	349,016,800	

当期経常増益額	-7,446,800
---------	------------

III 経常外収益

経常外収益計	0
固定資産売却・売却損	0
税引前登記正味財産増減額	-7,446,800

IV 経常外費用

税引前当期正味財産増減額	-7,446,800
法人税、住民税及び事業税	
当期正味財産増減額	-7,446,800
前期繰越正味財産額	79,405,544
次期繰越正味財産額	71,958,744

2027年度活動予算書

2027年4月1日～2028年3月31日

特定非営利活動法人 メディカルイメージラボ

I 経常収益

	2027年度予算額	
	予算額	予算内訳
1. 受取会費		
受取会費合計	630,000	
正会員受取会費		390,000
賛助会員受取会費		240,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金合計	0	
受取寄付金		0
3. 受取助成金等		
受取助成金等合計	0	
受取民間助成金		0
4. 事業収益		
事業収益合計	339,000,000	
遠隔画像診断支援事業		339,000,000
医学研究教育事業		0
医療用システム共同開発事業		0
5. その他収益		
その他収益合計	1,940,000	
事務手数料		1,650,000
受取利息		3,000
貸倒引当金戻入額		182,000
雑収益		0
雑収入		105,000
経常収益計	341,570,000	

II 経常費用

	2027年度予算額	
	予算額	予算内訳
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	32,479,000	
給料手当		18,260,000
賞与		7,580,000
法定福利費		4,239,000
通勤費		900,000
福利厚生費		1,500,000
(2) その他経費		
画像診断支援業務委託費	216,625,000	
医学教育支援事業	8,800,000	
寄付事業	4,500,000	
キヤノンシステム利用費	26,700,000	
プラスマン利用費	3,535,000	
会議費	45,000	
旅費交通費	1,600,000	
車両費	50,000	
通信運搬費	1,800,000	
消耗品費	1,600,000	
接待交際費	2,500,000	
水道光熱費	600,000	
地代家賃	3,613,800	
リース料	3,331,000	
減価償却費	2,100,000	
雑金費	60,000	
租税公課	100,000	
宣伝広告費	1,400,000	
貸倒引当金繰入	200,000	
支払手数料		
システム費	1,700,000	
雑費	300,000	
その他経費計	281,159,800	
事業費計	313,638,800	
2. 管理費		

	2027年度予算額	
	予算額	予算内訳
(1) 人件費		
人件費計	14,790,000	
役員報酬		11,050,000
給料手当		2,020,000
賞与		839,000
法定福利費		471,000
通勤費		110,000
福利厚生費		300,000
(2) その他経費		
会議費・諸金費	600,000	
租税公課	10,000	
旅費交通費	600,000	
交際費	200,000	
車両費	10,000	
保険料	1,600,000	
修繕費	3,824,000	
備品消耗品費	200,000	
顧問料	3,560,000	
水道光熱費	74,000	
地代家賃	390,000	
リース料	370,000	
減価償却費	250,000	
通信費	230,000	
事務用消耗品費	150,000	
新聞図書費	170,000	
宣伝広告費	50,000	
システム費	200,000	
諸謝金	0	
雑費	100,000	
印刷製本費	0	
雑損失	0	
その他経費計	12,588,000	
管理費計	27,378,000	
経常費用計	341,016,800	

当期経常増益額	553,200
---------	---------

III 経常外収益

経常外収益計	
固定資産除・売却損	
税引前当期正味財産増減額	553,200

IV 経常外費用

税引前当期正味財産増減額	553,200
法人税、住民税及び事業税	
当期正味財産増減額	553,200
前期繰越正味財産額	71,958,744
次期繰越正味財産額	72,511,944